

第7節 公害苦情

生活が多様化するにつれて、公害苦情の原因、態様はまさに多種多様です。東広島市では宅地化が進んだことで、事業者も住民もそれまでの周辺環境が変わり、これまでになかった騒音・悪臭などの感覚公害といわれる分野の苦情や、水質汚濁の苦情が起きており、そのような状況を考慮した上での行動が不可欠です。

快適な生活をおくるためにも、企業や、事業者だけの問題ではなく、一人ひとりが常に問題意識を持つことが大切です。

1 公害苦情の概要

公害苦情とは 公害とは、事業活動その他の人の活動によって、人の健康または生活環境に対して被害が生じることです。公害苦情とは、これらの公害に関する苦情のことです。

公害のうち、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭は典型7公害と呼ばれています。

2 公害苦情の現状

公害に関する苦情、陳情は、私たちが日常生活している生活環境と密接に関係しており、市内における公害の状況を直接的に表わすもので、快適な生活環境を目指す環境行政を進める上での重要な要素となっています。

苦情件数 令和2年度に市に寄せられた公害苦情の受付件数は次表のとおりです。

公害苦情件数（令和2年度）

（単位：件）

年度 区分	2016 (平 28)	2017 (平 29)	2018 (平 30)	2019 (令元)	2020 (令 2)
大気汚染	1	9	2	7	4
水質汚濁	37	33	22	8	13
騒音	10	16	13	17	16
振動	1	1	1	—	—
悪臭	8	11	11	5	5
野焼き	47	26	24	39	41
不法投棄	33	29	55	44	25
その他	—	2	5	—	4
総数	137	127	133	130	108